2　特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進の基本的な方向

グローバル企業が行う研究開発事業及び統括事業を促進する際には、個々の企業が抱える課題を解決し、我が国において円滑に事業活動を行うことのできる環境を整備することが重要である。

具体的には、主務大臣による認定を受けたグローバル企業（以下「特定多国籍企業」という。）が、我が国に新たな会社（以下「国内関係会社」という。）を設立して行う研究開発事業及び統括事業について、課税の特例、特許料の軽減、海外からの投資手続の迅速化、外国人労働者の入国審査の迅速化等の措置を講ずることとする。

また、国、地方公共団体及び独立行政法人日本貿易振興機構は、相互に緊密に連携し必要な行政手続や利用可能な支援措置等に関する情報を特定多国籍企業に提供することとする。

第二　特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の内容に関する事項

1　特定多国籍企業に関する事項

イ　特定多国籍企業の定義

法の認定対象となりうる特定多国籍企業とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　本店又は主たる事務所が所在する国や地域を含む二以上の国や地域に、子法人等（法第二条第一項第一号に規定する子法人等をいう。以下同じ。）を設立しているとともに、主たる事業に係る事務所、店舗、工場その他の固定施設及び従業員を有しているなど、国際的規模で事業活動を行っていると認められること。

(2)　知的財産権や業務に関する知識や経験を持つ従業員を相当数有しており、研究開発事業や統括事業の実施に関して相当な実績を有していることなど、高度な知識又は技術を有すると認められること。

ロ　国内関係会社の定義

法の支援対象となりうる国内関係会社とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　研究開発事業又は統括事業を実施するために、特定多国籍企業の子法人等として設立されたものであること。

(2)　法の施行日以降に、我が国において研究開発事業又は統括事業を実施することを決定したものであること。

(3)　国内企業の買収等によって設立されたものではないこと。

2　研究開発事業の内容等に関する事項

イ　事業内容に関する事項

法の支援対象となりうる研究開発事業とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　新規性を有し、我が国の産業の高度化に資するものとして下記に示すことが見込まれるものであること。

①　新たに開発される技術又は当該技術を用いた製品若しくは役務の開発が、機能、用途若しくは性能等の面において、従来にない特徴を有すること。

②　我が国で広く用いられていない技術若しくはノウハウ等を利用することによる生産コストの大幅な引下げ、品質若しくは性能の著しい向上等、製法又は製品若しくは役務の提供内容若しくは手段に質的な転換が認められること。

(2)　試験研究費及び開発費の合計額が、毎事業年度、一億円を超えるものであること。

(3)　特定多国籍企業が相当な実績を有する事業と関連するものであること。

(4)　特定多国籍企業、親会社及び子法人等がすでに我が国において行っている事業ではないこと。

(5)　課税の特例を受けようとするものにあっては、その設立される国内関係会社が専ら研究開発事業を行うものであること。

ロ　国内関係会社の従業員に関する事項

法の支援対象となりうる国内関係会社とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　常時使用する従業員の数が十人以上であり、実施期間の最終事業年度においては二十五人（実施期間が三年以上四年未満であるものにあっては十五人、四年以上五年未満であるものにあっては二十人）以上であること。

(2)　特定多国籍企業又はその子法人等からの従業員を半年間以上受け入れること。

(3)　当該研究開発事業に従事する者が、原則すべて日本の居住者であること。

(4)　外国人を受け入れる場合にあっては、その全員が、高付加価値をもたらす人材として、下記に掲げる出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）別表第一の二中の在留資格を保有している者（当該在留資格から「永住者」の在留資格に変更の許可を受けた者も含む。）であること。

①　投資・経営

②　法律・会計業務

③　研究（博士号取得者又は大卒後五年以上の研究経験若しくは十年以上の研究経験を有する者に限る。）

④　人文知識・国際業務（博士号取得者又は大卒後五年以上の実務経験若しくは十年以上の実務経験を有する者に限る。）

⑤　企業内転勤

実施期間に関する事項

三年以上五年以下の期間であり、課税の特例を受けようとする場合にあっては、五年間とする。

3　統括事業の内容等に関する事項

イ　事業内容に関する事項

法の支援対象となりうる統括事業とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　特定多国籍企業及びその子法人等の経営資源の最適配分の観点から当該二以上の法人の事業の方針を企画・立案し、出資や社債取得等の方法により当該二以上の法人に対する資金調達支援を行う等の当該二以上の法人の事業の実施を確保するものであること。

(2)　資本金の額が一億円以上の会社を設立して行うものであること。

(3)　実施期間中に特定多国籍企業又は親会社等から国内の関係会社への出資を五億円（実施期間が三年以上四年未満であるものにあっては三億円、四年以上五年未満であるものにあっては四億円）以上行う見込みであるものであること。

(4)　特定多国籍企業、親会社及び子法人等がすでに我が国において行っている事業ではないこと。

(5)　課税の特例を受けようとするものにあっては、その設立される国内関係会社が専ら統括事業を行うものであること。

ロ　国内関係会社の従業員に関する事項

法の支援対象となりうる国内関係会社とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　常時使用する従業員の数が十人以上であり、実施期間の最終事業年度においては十八人（実施期間が三年以上四年未満であるものにあっては十四人、四年以上五年未満であるものにあっては十六人）であること。

(2)　常時使用する従業員に対する年間の給与の総額の見込みが七千万円以上であり、実施期間の最終事業年度においては一億三千万円（実施期間が三年以上四年未満であるものにあっては一億円、四年以上五年未満であるものにあっては一億一千万円）以上であること。

(3)　当該統括事業に従事する者が、原則すべて日本の居住者であること。

(4)　外国人を受け入れる場合にあっては、その全員が、高付加価値をもたらす人材として、次に掲げる入管法別表第一の二中の在留資格を保有している者（当該在留資格から「永住者」の在留資格に変更の許可を受けた者も含む。）であること。

①　投資・経営

②　法律・会計業務

③　研究（博士号取得者又は大卒後五年以上の研究経験若しくは十年以上の研究経験を有する者に限る。）

④　人文知識・国際業務（博士号取得者又は大卒後五年以上の実務経験若しくは十年以上の実務経験を有する者に限る。）

⑤　企業内転勤

実施期間に関する事項

三年以上五年以下の期間であり、課税の特例を受けようとする場合にあっては、五年間とする。

ハ